

改正前を適用した年末調整 その後はどうなる？

基礎控除等の改正適用前に行った年末調整のその後について、概要を確認します。

基礎控除等の改正と年末調整

令和7年分の年末調整では、令和7年度税制改正により、次の項目が見直されます。

基礎控除	① 合計所得金額が 2,350万円 以下である場合の控除額が 10万円 引き上げられて 58万円 に（以下、本則） ② 居住者は特例として、合計所得金額が 655万円 以下である場合に、合計所得金額に応じて最大 37万円 を加算（以下、加算特例）
給与所得控除	最低保障額を 10万円 引き上げたことにより、「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正に
特定親族特別控除	居住者が 19歳以上23歳未満 の一定の親族等を有する場合には、その親族等の合計所得金額に応じて最大 63万円 を控除
扶養親族等の所得要件	扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が 10万円 引き上げ

これら基礎控除等の改正は令和7年分からの適用となりますが、年末調整では令和7年12月1日以後から適用します。そのため、年末調整の時期により、次のように異なります。

年末調整 (その年の最後の給与支給日)	基礎控除等の適用
令和7年11月30日以前	改正前
令和7年12月1日以後	改正後

改正前を適用した年末調整の その後

死亡等により退職した場合や、海外転勤等により非居住者となること等が原因で、年の途

中で改正前の基礎控除等を適用して年末調整を行った場合には、その後、給与の支払を受けた人が改正後の適用を受けるには、確定申告等をする必要があります。この場合の手続きのポイントは、主に次のとおりです。

(1) 死亡による退職の場合

死亡による退職を理由に年末調整を行った場合、その後に改正後を適用するには、その死亡した方の相続人等が手続きを行います。

(2) 非居住者となる場合

海外転勤等により非居住者となることを理由に年末調整を行った場合には、その後において改正後を適用するための手続きを非居住者である間に行うときは、納税管理人を選任する必要があります。

なお、令和7年は1年を通じて非居住者である場合に、納税管理人を通じて令和7年分の確定申告を行うときに適用できる基礎控除は、前述①の本則のみです。②の加算特例は、居住者のみ適用できるため、その年中に居住者期間がなければ適用できません。これは、特定親族特別控除についても同様です。

予定納税の減額申請も注意

所得税の予定納税は、通常、7月と11月の2回、いずれも改正適用前に期限が到来します。このような場合に減額申請を行う際の計算は、改正前によります。ご注意ください。

個人事業主の交際費、必要経費とするための3つのポイント

取引先との関係構築や営業活動の一環として発生する飲食や贈答などの支出は、個人事業主にとっても重要な経費のひとつです。これらはいわゆる「交際費」に該当するものですが、税務上の必要経費として認めてもらうには、注意が必要です。

必要経費とできるもの

事業所得の金額は、基本的に総収入金額から必要経費を差し引いて求めます。

この場合の必要経費とは、次の金額です。

内容		主な勘定科目
総収入金額に対応する売上原価その他その総収入金額を得るために直接要した費用の額	直接費	仕入、原材料費、外注費など
その年に生じた販売費、一般管理費その他業務上の費用の額	間接費	広告宣伝費、消耗品費、地代家賃など

接待に要した金額や贈答品代など、いわゆる交際費について、税務上の接待交際費として必要経費とするには、相手方や支出の理由などからみて、事業を営む上で通常必要であると認められなければなりません。ここでは、必要経費として認められるためのポイントを、3つご紹介します。

接待交際費と認められる3つのポイント

(1) 事業に関係していること

接待交際費であれば、収入につなげるための活動なのかが、ポイントになります。

ポイント:

- お客様や取引先との食事や贈り物など、事業のために使ったお金であること。
- 家族や友人とのプライベートな支出は NG。

(2) 記録・保存していること

支出を証明する領収証など書類の保存はもとより、相手の名前や、いつ、どこで、どんな目的で支出したのかなどを、記録しておきましょう。領収証などにメモ書きするだけでも、将来、税務調査があったときに容易に説明することができます。プライベートで同様の支出があれば取っておき、区別していることの説明ができると、なおよいでしょう。

ポイント:

- 支出を証明できるレシートや領収証などを保管。
- 誰と、いつ、どこで何の目的で使ったかなどを、メモしておく。

(3) 常識の範囲内であること

支出する金額や接待の回数が、常識的な範囲内であることも大切です。金額が高額あるいは回数が多い場合は、その理由や必要性について、合理的に説明できるようにしておく必要があります。

ポイント:

- 高すぎる支出や頻繁すぎる接待は、税務署に疑われることも。
- 「事業のため」と説明できる内容・金額にしましょう。

法人とは異なり、法律上、交際費等の区分はなく金額にも上限はありません。しかし、税務調査では、法人よりも厳しい目で見られることもあるため、注意しましょう。

産業別にみる企業数と売上高

ここでは、今年5月に発表された調査結果※から、産業別の企業数や売上高をみていきます。

企業数は230万を超える

上記調査結果から、産業別に企業等（外国の会社を除く事業・活動を行う法人及び個人経営の事業所、以下、企業）数と売上高をまとめると下表のとおりです。

2024年6月時点の企業数は、232万6,618企業でした。そのうち、単一事業所企業が88.8%となっています。産業別では、卸売業、小売業が最も多く、全体の18.9%を占めています。次いで建設業が13.0%となりました。

売上高は2,000兆円弱に

2023年の売上高は1,973兆7,429億円でした。産業別では卸売業、小売業が最も多く、全体の26.8%を、次いで製造業が23.5%と、合わせて全体の約50%を占めました。

1企業当たりの売上高は、産業全体では8億6,463万円でした。産業別では電気・ガス・熱供給・水道業が最も高く、産業によって大きな違いがみられます。

次の結果はどう変化しているのでしょうか。

産業別の企業数および売上高

産業	企業数（企業）		売上高（百万円）		1企業当たり 売上高（万円）
		合計に占める 割合（%）		合計に占める 割合（%）	
合計	2,326,618	100.0	1,973,742,920	100.0	86,463
農林漁業（個人経営を除く）	33,962	1.5	6,823,909	0.3	20,503
鉱業、採石業、砂利採取業	1,167	0.1	2,384,374	0.1	206,261
建設業	303,468	13.0	130,073,736	6.6	43,598
製造業	227,118	9.8	464,103,435	23.5	205,749
電気・ガス・熱供給・水道業	7,905	0.3	51,040,111	2.6	667,453
情報通信業	62,914	2.7	88,892,972	4.5	147,901
運輸業、郵便業	53,709	2.3	75,525,260	3.8	144,168
卸売業、小売業	440,631	18.9	529,290,864	26.8	121,710
金融業、保険業	27,886	1.2	163,422,574	8.3	608,582
不動産業、物品賃貸業	224,702	9.7	68,653,263	3.5	31,138
学術研究、専門・技術サービス業	176,733	7.6	59,368,899	3.0	34,685
宿泊業、飲食サービス業	164,881	7.1	26,752,357	1.4	16,517
生活関連サービス業、娯楽業	116,864	5.0	37,259,504	1.9	32,515
教育、学習支援業	49,304	2.1	18,621,189	0.9	38,728
医療、福祉	228,703	9.8	191,592,775	9.7	85,651
複合サービス事業	4,074	0.2	7,872,707	0.4	194,244
サービス業（他に分類されないもの）	202,597	8.7	52,064,992	2.6	26,228

総務省「令和6年経済センサス・基礎調査（民営事業所）速報集計結果」より作成

※総務省「令和6年経済センサス・基礎調査（民営事業所）速報集計結果」

2024年6月時点の調査で、この調査では雇用者のいない個人経営の事業所は調査対象となっておりません。ここでの企業数は、売上高等の事項の数値が得られていない企業等も含んでいます。売上高と1企業当たり売上高は、必要な事項の数値が得られた企業等を対象として集計したものです。詳細は次のURLのページから確認いただけます。<https://www.stat.go.jp/data/e-census/2024/kekka.html>

★8月のお知らせ★

事業主の
みなさまへ

令和7年7月から

キャリアアップ助成金「短時間労働者労働時間延長支援コース」が新設！

「年収130万円の壁」による働き控えの解消に向けたキャリアアップ助成金による措置が拡充されました。労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取組を行った事業主に助成されます。

【1年目】

要件		1人当たりの助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
5時間以上	—	50万	40万	30万
4時間以上5時間未満	5%以上			
3時間以上4時間未満	10%以上			
2時間以上3時間未満	15%以上			

【2年目】

要件		1人当たりの助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
労働時間を更に2時間以上延長	—	25万	20万	15万
—	基本給を更に5%以上増加又は昇給、賞与若しくは退職金制度の適用			



対象となる労働者をチェックしましょう！！

雇用している短時間労働者の中に、新たに社会保険の被保険者の要件を満たす方がいるか？

はい

いいえ

その労働者は、以下の①、②の両方に該当するか？

- ①社会保険加入日の6か月前の日以前から継続して雇用されている
- ②社会保険加入日から過去2年以内に同事業所で社会保険に加入していなかった

はい

いいえ

その労働者は、社会保険加入日から2か月以内に、週所定労働時間を一定時間延長することができるか？

はい

いいえ

短時間労働者労働時間延長支援コース

支給要件に該当しない

★8月の営業土曜日は以下のとおりです。



2日(土) 休
9日(土) 営業(税理・労務)
16日(土) 休
23日(土) 営業(労務)
30日(土) 休

★ ご質問、ご相談等はこちらまで・・・

トキワビジネス協同組合 寺山社会保険労務士事務所

TEL : 048 - 571 - 2231 FAX : 048 - 570 - 1929

URL : <http://www.terazei.com/>



夏期休業日

令和7年8月13日(水)～8月17日(日)